第３回京都府自転車安全利用促進計画検討委員会
開催結果概要

１　日時・場所

令和７年11月５日（水）午後４時～５時30分／京都府警察本部総務部会議室

２　出席者

⑴委員

甘利委員、伊藤委員、内山委員、小川委員、小林委員、佐藤委員、中邨委員、西本委員、棟森委員、村上委員、山本委員

⑵京都府

京都府文化生活部長、同部副部長、安心・安全まちづくり推進課長、同課参事　他関係課

３　議事の概要等

⑴　概要説明

〇第２回検討委員会でのご意見について

〇「京都府自転車安全利用促進計画」中間案について

⑵　意見交換（主な意見）

①　委員による取組事例紹介

〇　令和６年度は、京都市には年間約5,600万人の観光客が訪れ、うち約1,000万人が外国人観光客である。

また、「京都観光総合調査」によると、外国人のうち 1.1%が市内での移動手段として自転車を利用したと回答されている。

わずか 1.1%であるが、年間の母数から考えると相当数が利用しており、実感としても街中で見かけることが多いと感じる。

京都市の取組としては、旅行に来る前の「たびまえ」と、旅行中の「たびなか」に対象を分けて取り組んでいる。

「たびまえ」では、メインはインターネットでの情報発信となるが、京都市サイクルサイト（京都市のホームページ）で、自転車のルール、シェアサイクルのポート、駐輪場情報等の自転車に関する様々な情報を多言語で発信している。

また、京都市観光協会のホームページを閲覧する方も多いので、同ページでも多言語で自転車関連の情報を発信している。

しかし、これは自ら自転車情報を検索する関心の高い人以外には届かないので、旅行情報を検索した人にダイレクトに届くインターネット広告を発信するなどの工夫もしている。

「たびなか」では、関西国際空港に設置されている京都に関する情報発信コーナーと、京都駅の観光案内所において、自転車利用に関する多言語のリーフレットを配架している。

また、外国人観光客が利用する自転車は、街中の無人ポートから借りるシェアサイクル

よりも店舗で借りるレンタサイクルが多い。

そこで京都市では、認定レンタサイクル事業者登録制度を運用し、認定の基準として、自転車保険の加入、ヘルメット着用、京都市が作成したチラシを活用した安全な利用の仕方の案内などを義務付けており、外国人観光客がレンタサイクルを利用される際に、対面でルール・マナーなどを啓発している。

以上のように様々なタッチポイントから、訪日外国人に対する広報啓発活動を実施している。

○　シェアサイクルは観光客が使用していると思われがちであるが、主な利用者は市民である。

シェアサイクル事業者として行っている啓発活動では、交通安全イベントを実施している。

株式会社Ｃｌｅｗ（クルー）（以下、当社という。）と協定を締結している京都府交通安全協会と合同で、自転車シミュレーターなどを用いて、自転車免許の交付など、こどもを対象とした啓発イベントを行っている。

本年９月の全国交通安全運動期間中に実施したイベントでは、京都市の協力を得て作成したリーフレットに、自転車のルールについても掲載し、同イベントの参加者などに対し約2,000部を配布した。

当社のサービス利用者に対する広報啓発活動として、現在当社の利用登録者数は約95,000人おり、当社はドコモのプラットフォーム（ドコモバイクシェア）のアプリを利用していることから、ドコモ社の協力を得て定期的に自転車の安全利用に関するプッシュ通知を発信している。

なお、大手電動キックボードレンタル事業者のように、借りる際のアプリ上での道路交通法のテストなどは実施しておらず、もし実施するとなればドコモ社を交えた協議が必要となる。

②　広報啓発活動について

○　特に高校生に対する広報啓発活動に力を入れるべきである。

ヘルメット着用を強制出来ないのは重々承知しているが、まずは京都府として、府立高校と協力し、入学説明会などで保護者共々に訴求する。さらに、授業で自転車安全に関して教えるべきである。

○　京都市内の小学校で、児童に自転車ヘルメットに関する標語を募集したところ、児童からは、

ヘルメットはこどもだけじゃなく大人もかぶってね
僕らは被っているのに大人はかぶってないね

という趣旨の標語が多かったので、やはり大人が範を示すべきであり、保護者も対象に含めて広報啓発をしなければならない。

○　自転車の安全利用のために大切なことはいくつもあり、そのうちの１つがヘルメットの

着用であると思う。

こどもたちは、中学生くらいまでは校則等に従って着用しており、着用率も高い傾向にある。しかし、思春期を経て青年期となる高校生以降は意識構造が変わり、自分が自分にとって必要と感じないと、実行に移さなくなる。

ヘルメットをしなさいと言われて着用する年代ではないということに留意をして、必要性を理解してもらう必要が出てくるので、啓発の方法に工夫を凝らさなければならない。

他方、高齢者に関しては、事故で負傷する可能性が高いので、ヘルメット着用を強力に促すべきである。

○　若者に対する対策について議論されることが多いが、小～大学生は日々の生活時間に余裕がある場合が多いので、例えば、月に１回安全教室に参加させることは可能であると思う。

しかし、社会人になると時間を作って安全教室に参加することは難しいと思うので、教育を受ける時間・機会がない大人への対策を考える必要がある。

こどもはルール守っているが、親が守っていないという声をよく聞くので、大人への対策が必要と感じる。

チラシを用いた啓発に関しては、チラシを置いているだけというケースが散見されるが、手に取ってもらえるようにしないと意味がないと感じる。

○　安全利用促進とは、自転車運転手が周りに不安感を与えないことが重要であり、走り方のマナーに関しては、自転車のみではなく、道路を利用する者すべてが気を付けるべきである。

京都府交通安全協会では、「京都府内ではこのような対策をしています」等ＳＮＳで積極的に配信している。

株式会社Ｃｌｅｗでは、利用登録者約 95,000 人に対して安全情報を配信しているとのことであったが、その 95,000 人は日本のどこに住んでいようが、Ｃｌｅｗ社の自転車を京都府内で運転する可能性のある人であり、その人たちに対する情報発信というのは、京都の交通安全のために有効な手段であると思う。

京都に居住しているものに対して啓発や教育を行き届かせても、府外から流入してくる者への対策を確実に行わなければ、府民の不安感は拭えない。

③　安全教育について

○　現在府警が行っている小学校４年生に対する自転車教室の取組は、浸透していると感じる。

しかし、高齢者に対する安全教育の取組が手薄でないかと感じている。高齢者に対するイベント等において、積極的に取り組む必要がある。

○　市民が見て、自転車の通行が危ないと感じるのは、自転車の逆走や一時停止をしない場面を見たときだと思う。

ヘルメットは努力義務である以上、被らないといけないと思ってもらえる教育を行うことが前提である。

京都府交通安全協会では、各地域で高校生などにヘルメットのプロモーターを委嘱して

いるが、プロモーターでさえ登下校時は被るが、帰宅後のプライベートでは被っていない者が多いという現実がある。

これは、ヘルメットを被れと言われているから被っているだけであって、真に必要性を理解してもらうところまで教育が到達していないということであり、必要性を理解させる教育が必要である。

○　自転車安全利用五則のうち、唯一罰則のないのがヘルメット着用の項目である。これは、ヘルメットの着用が他人に被害を及ぼす性質のものではなく、あくまで自身の安全に関わる事項であり、個人の判断に委ねられている側面が大きいからだと考えられる。

一般的な感覚としては、ロードバイクのようにスピードの出る自転車では当然ヘルメットを着用すべきとの認識が広く共有されている一方で、街乗りの電動自転車は人が全力疾走する程度の速度しか出ないことから、「本当に着用が必要なのか」と疑問を抱く人も少なくない。

そのため、事故件数や事故の態様などを踏まえると、ヘルメットの着用は最終的には自身が判断すべき重要な事項の一つであるといえる。むしろ、ヘルメットといった「事故が起きた後に備えるもの」よりも、交差点前の一時停止の徹底など「事故を起こさないためにどのような行動をとるべきか」という観点でルールを周知していくほうが、若年層への発信も含め、より納得感のある伝え方になると考える。

○　京都府自転車安全利用推進員は、積極的に取り組んでいる高校もあるが、府教委と連携を密にして、安全教育として制度して一律に取り組むことができないだろうか。

計画の目標に、推進員を2,000人維持するとあるが、高校生の力をもっと活用すれば、相当な人数を運用することができる。

まずは府立高校をフィールドとして、自転車安全利用推進員を活用し、ヘルメット着用率を向上させる取組をモデルケースとしてやってみてはどうか。

④　その他

○　京都府には様々な条例や計画があり、本計画は自転車の安全に特化した内容である。

本計画を一般の方に理解していただくためには、本計画の立ち位置や他の計画等との関係性をわかりやすく説明し、京都府全体でどのように取り組んでいるかを示しておく必要がある。

○　販売事業者として、府警モビリティ対策室の協力を得て、販売店向けの研修を実施していただき、そこで得た知識をお客様に安全情報として還元していく予定である。